

不服申立書

代理人

横浜教区 南三原聖ルカ教会 司祭 ヨハネ 鎌田雄輝

2009年11月16日言渡された下記審判について、全部不服であることから、
不服申立をします。

2009年11月28日

日本聖公会管区審判廷御中

日本聖公会京都教区審判廷2008年第二号申立

申立人 横浜教区 南三原聖ルカ教会 司祭 ヨハネ 鎌田 雄輝

申立人 東京教区 清瀬聖母教会 ルツ 大谷 英子

申立人 北海道教区 小樽聖公会 オーガスチン 牧野 時夫

被申立人 京都教区 退職司祭 モーセ 原田 文雄

[原審判（主文）の表示]

- 1、申立人を終身停職とします。
- 2、本件申立に要した費用は、申立人および被申立人が既に各自支出した費用については、それぞれの負担とします。本審判廷の事務諸経費1,680円については、被申立人の負担とします。

以上、原審判の表示。

[不服申立の趣旨]

- 1、原審判の判断の取り消しを求める。
- 2、四件が併合されて申立てられた原審判のうち、四件全部について判断が示されず審判されていない。四件すべてについての再審理を管区審判廷に求める。
- 3、原審判の事実認定が欠落しているので、管区審判廷に事実認定を求める。

[不服申立の理由]

1、事実認定の欠落

原審判は、申立人が審判廷規則第19条に基づいて併合した四件の懲戒申立のすべてについて、懲戒の理由となる事実の認定を行っていない。

事実認定は審判に必須であり、根拠も不明確なまま断罪するのであれば、共同体の公正さを志向し、

正義のために行なわれる審判の意味を根本的に喪失するものである。懲戒を行なうのであれば、被申立人の問題となる事実を明示し、その事実を証明する根拠を明示しなければならない。

原審判は当方の申立てた事実に関係なく、被申立人を終身停職にした。原審判の判決は申立に対する判決ではない。

通常、組織内部における懲戒というのは被懲戒者の罪状を示した上で退職あるいは停職に付すことであり、所属組織において被懲戒者の問題性を明らかにすると言う社会的な罰である。事実認定を行わずに終身停職を宣告するのは、懲戒の体をなしていない。被申立人は既に自分の都合で依願退職しており、さらに開廷以前に聖公会からの離脱を明言しているため、終身停職自体には何の罰の意味もない。また、依願退職は懲戒ではない。

教会においては、被懲戒者が悔い改める可能性を考慮して懲戒を行なうのであり、被懲戒者が罪を認めるためには、悔い改めるべき罪や、償うべき加害を指摘することが絶対に必要である。

京都教区審判廷において事実認定をしなかったのは、懲戒における矯正という意義を完全に無視するものである。

法規 215 条、216 条、217 条に規定された復餐、復職の判断を教区主教あるいは主教会が下すに当たり、事実認定が明確でなければ、被懲戒者の問題が解消されたかどうか具体的に検討できない。

以上の理由により、事実認定のない懲戒は懲戒とは呼べないので、事実認定を欠いた原審判の判断を破棄し、再審理を求めるものである。

以下に、原審判が事実認定を欠いていることについて、詳細な確認を行なう。

懲戒の事由である事実 1 について。

被申立人は子どもへのわいせつ行為を働いたことにより、被害者を PTSD に罹患させたのであるが、それがどの程度のわいせつ行為であったのか、被申立人が主張している程度か、或いは大阪高等裁判所の事実認定の程度か、全く判断していない。現在、被申立人が主張しているというわいせつ行為の強度さえ、一切明らかではない。さらに、子どもへのわいせつ行為が存在したかどうかについても、原審判は判断の根拠を明確にしていない。「何を事実認定の根拠とするかは別として」などという表現で、自ら根拠不明の判断をしたと主張している。

また、これらの判断の論理的帰結として、原審判は大阪高等裁判所が根拠不明瞭のうちに判断を行なっているかのような主張をしている。

申立人らは、被申立人の書いた謝罪手紙 2 通を非常に客観性のある最大の証拠として提出した。これらは大阪高等裁判所においても、最大かつ説得力のある証拠として採用されたものである。

大阪高等裁判所の事実認定を完全に正当なものとして無批判に受け入れるのであれば、謝罪手紙の証拠能力を審判廷自ら判断すべきである。

聖公会の審判廷は明確な事実認定を行い、事実認定の根拠を明示しなければならない。

原審判は被申立人による性的虐待と、被害者の PTSD の因果関係を認定していない。

原審判は「仮に被申立人の行為と、A さんの PTSD 罹患とに因果関係があり、、、」などとして、判断をしなかった。因果関係がないなら、虐待被害者の PTSD は被申立人の責任ではない。従って、因果関係の判断をしなかったこと自体を不服申立の理由とする。また、ここに改めて申立事由となる事実の説明を行なう。

被申立人の虐待による被害者 A さんによれば、PTSD は虐待被害に気づいたショックによるものと明確に主張している。このことは民事裁判において主張された。一方、被申立人は民事裁判において、被害者の症状は児童虐待による PTSD によるものではなく、元から罹患していた精神病によるものであると主張したが、この主張に基づいて被害者の精神鑑定が行なわれた。

しかし、申立人は以下のように主張する。審判廷が児童に対する性的虐待行為と PTSD の因果関係を判断するにあたっては、精神科医による専門的判断を必ずしも要しない。刑法における準強制わいせつの規定に従ってこれを説明する。

刑法第 178 条 強制わいせつ罪の定義：

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為を行なった者は第 176 条（強制わいせつ）の例による。

さて、この準強制わいせつの場合、心神喪失の状態にある人にわいせつ行為を行なうのであるから、わいせつ行為が行なわれている時点において、被害者の明白な被害意識は存在しない。酒精や薬物あるいは自然な睡眠状態などで意識を失っているからである。被害のあと、身体の違和感であるとか、その他の痕跡により被害を認識するのである。そして被害に気づいたときに大きな嫌悪感と衝撃を受けるのである。13歳未満の子どもに対するわいせつ行為は刑法第 176 条の強制わいせつ罪に相当するが、本件の被害者の置かれた心的状況については、準強制わいせつ罪と同等に理解することができる。なぜなら、児童に対する性的虐待の被害者の多くは被害にあったとき、何をされているか理解していないからである。子どもは性的には眠っているのと同様である。目覚めたときに、何をされたか理解するのである。子ども時代にされたわいせつ行為が確認できるのであれば、PTSD との因果関係は容易に認定できる。

管区審判廷においては、被申立人の犯した児童への性的虐待と PTSD との因果関係を認定するように求める。

さらに原審判では PTSD がどの程度重篤なものかを認定していない。申立人は申立書に特記して、「被申立人が自殺未遂に追い込んだ」としたが、この事実認定がない。

PTSD の結果としての自殺未遂の事実認定がなされなかったことに関連して、申立人らは以下のことを主張する。

被申立人が虐待被害者を PTSD により自殺未遂に追いやった事実については、虐待被害者家族らが 2001 年に提出した懲戒申立書により時効が停止していると当方は主張する。原審判は、2001 年提出の懲戒申立書が要件を満たすと認めなかった。しかし原審判は申立書の成立要件を示していない。判断の基準を示さなかったのであるから、原審判の判断には正当性がない。

京都教区は懲戒申立書の提出時の要件に関する当方の主張を聞くこともなかった。

その理由は以下の通りである。京都教区審判廷は本件審判申立書の不備を理由に一度却下している。管区小審判廷はこの却下決定を不当なものとして認め、取り消したが、京都教区審判廷はこの決定に従わず、原審判の判断においても、当方提出の申立書の不備を再度確認した。従って、京都教区審判廷が

2001 年の申立書の要件を審理しなかったのは故意であり、不法な審判廷運用であることを主張する。管区審判廷は聖公会の法的秩序に公然と反抗する京都教区審判廷の行為を認めるべきではない。従って、管区審判廷は当方の不服申立を受理した上で、京都教区審判廷の判断を否定しなければならない。

管区審判廷においては懲戒申立書の提出時の申立成立要件について、申立人の主張する事実関係を調査し、申立人の主張する法解釈を審理し、懲戒申立書提出時の受け入れ要件を明らかにすべきである。

懲戒の事由である事実 2 について。

原審判では被申立人が償いを拒んだことについての事実認定がない。

児童虐待の被害者が被申立人に償いとして要求したことは、牧師の辞任である。与えた被害の重大性から言って、責任を取って辞任することは当然の要求である。被申立人は償いとして牧師の務めを退くこと、自分を処することができなかった。キリスト教において謝罪をするということは、相手の尊厳を傷つけたことを知って悔い改めるということである。従って、損なわれた尊厳の回復のためには、償いを

しなければならない。日本社会には防衛的に、保身のために謝っておくと言う处世術がある。キリスト教徒の謝罪はそのようなものであってはならない。

被申立人は保身のため、牧師を辞して自分を処すること、つまり償いをする事が出来なかったため、民事裁判になると徹底抗戦を主張した。被申立人は民事裁判からは事実無根を言いはじめたが、現在においても犯した罪の矮小化を行なっているのは、自分の立場しか考慮にないためである。相手の尊厳を回復するために償おうという意思が見られない。保身しか見られない。隠そうとする罪が大きくなるほど、保身のために行なわれる悪も大きくなる。被申立人による被害者攻撃は非常に悪質であり、攻撃内容は裁判記録に残っているので、これ以上根拠の明白な罪状はない。

これらの罪状は一般的にいても卑劣な罪であるが、神の僕である聖職者が行なったことであるから、教会として、被申立人の背信と背任を断罪すべきである。

信仰上の基準に反していることについては、本件申立時点において明確に主張した。

原審判が本件に関する事実認定と道徳的判断を避け、審判を行なわなかったのは不当かつ不法である。

懲戒の事由である事実3について。

被申立人は子どもへわいせつ行為を行なったのであり、これに気付いた被害者を人間不信、男性恐怖に陥れた。これは被害者の信頼関係すべてを破壊する行為であるのに、原審判が事実関係を全く判断しなかったのは極めて不当である。被害者のこれからの人生においては PTSD と同様の困難である。

被申立人は事件の発覚後、謝り倒して何とか牧師を続けようとした。聖職として人に教えるような立場ではないのにも関わらず、紳士面を続けようとしたのである。このような保身のための偽善的態度が被害者を教会に対する不信に陥らせたのである。教会は被申立人の虐待およびその隠蔽行為により被害者の人間関係が破壊されたことを認めねばならない。申立人は管区審判廷に対し、以上の事実認定を求める。申立人は、祈祷書における聖職按手の約束を示し、被申立人が全く懲戒に相当する背任を犯したと主張する。被申立人は単に教会の人間に対する躓きではなく、キリスト教そのものに対する躓きをも、もたらした。原審判が被申立人の聖職としての背任を全く判断しなかったのは極めて不当である。

被害者が神に対して、人間に対して安心感と信頼を取り戻すためには、問題は専ら被申立人とそれを擁護する教区関係者にのみあることを示さねばならない。教会にも信すべき人がいることを示さねばならない。申立人はこれらの事実認定を管区審判廷に求める。

原審判がこれらの事実認定をしなかった理由は明白である。聖職審判員に聖職としての職業倫理が存在しないから、懲戒を受けるべき行為の特定が出来なかったのである。

聖職は神の僕として召されて任務を受けているのであって、原審判の審判員の主張するように、勝手に一人で「信仰的自殺」をすることなど出来ない。聖職の務めを捨て、あるいは務めに反するのは信仰的自殺ではなく、神への背信、背任である。

懲戒の事由である事実4について。

「児童虐待の防止等に関する法律」により、子どもへの虐待について社会がよく注意を払うべきことへの理解が浸透してきた。この法律は保護者による児童虐待を考慮するものであるが、一般市民にとって重要な条文は通告義務である。虐待の疑いが見られたら、確実な証拠がなくても関係機関に通告する市民の義務である。なぜこのような条文が定められているか、それは児童虐待の発見が困難だからである。

本件申立の原因となった児童虐待事件は、実に長い年月を経て発覚に至った。子どもが保護者や教師に虐待される場合、自分が悪いと思ひ込んだり、教育的効果があると信じ込んで、周囲の大人への信頼感を何とか保とうとするのである。本人が虐待と感じた場合でも、周囲への援助を求めることを知らな

かったり、社会的に対処せねばならない問題であることを知らないのが殆どである。従って、大人の方が子どもへの虐待に注意を払い、疑いがあるなら関係機関に十分な調査をしてもらわねばならないのである。本件に関わる虐待事件についても同様である。被害者 A さんは被害に気付かなかった。周囲の子どもたちは被申立人を警戒していたが、それを大人に知らせて対処することが出来なかったのである。

もともと判断力の乏しい子どもに対して、さらに暗示をかけて隠蔽した被申立人の行為は卑劣である。

本件申立においては、職権を用いて子どもに暗示をかけ、わいせつ行為の隠蔽行為を問題にしたが、原審判は全く判断していない。また、わいせつ行為の隠蔽に関する時効は停止していると主張したが、時効の起算点の判断に関連する 2001 年提出申立書の有効性について判断の基準を示していない。

さらに、民事裁判における被申立人の隠蔽行為も事実認定しておらず、一切の判断をしていない。

民事裁判での事情を、改めて以下に説明する。

民事裁判においては、被申立人の謝罪手紙が最大の客観的な証拠として存在した。民事裁判における被申立人の主張によれば、謝罪手紙において、わいせつ行為の存在を示す箇所は事実ではなく、被害者の妄想世界に対応するための牧会カウンセリングの手法であって、この手法はキリスト教の独特の論理によるものであると主張した。これらの論理によって、最大かつ客観的な唯一の証拠は一般人にとって不可解なキリスト教神学のベールに覆われることとなった。被申立人は聖職としての自身の権威とキリスト教会の信用を悪用して悪事の隠蔽を図った。

原審判は以上のことを事実認定せず、道徳的判断もしなかったが、これは不当であり、不法である。

聖職者が教会の信用を用いて悪事を隠蔽することを、教会は許容すべきではない。

日本では性被害の届出件数が人口比で低く、世界的には比較的安全な地域と思われるが、統計に出ない暗数が相当数存在する。法務省の平成 20 年の犯罪被害実態調査によれば、性犯罪の届出率は 13.3 パーセントに過ぎない。我慢できるから届けないという回答が見られるが、実際に告発する場合の精神的負担と、社会的評判、周囲の圧力の大きさを考えて躊躇うことは間違いない。

教会は非常な決意をもって性被害を告発した被害者の主張を、いとも簡単に捨てるようなことがあってはならない。また、教会は性被害を告発する被害者を押さえつけるようなことをしてはならない。

従って、管区審判廷は本件の事実認定を避けてはならない。

民事裁判では教区の複数の常置委員が証拠提出に協力した。教会当局の周囲を巻き込んで被害者を押さえつけたことを、新しい事実として加える。

2、原審判の提示した懲戒の理由は事実と異なるので、不服を申立てる。

「真摯な謝罪がないことが加害行為に匹敵する」という原審判の判断は、申立人の主張とは異なり、また、事実とも異なる。

PTSD の被害者の一人、A さんは被申立人より謝罪を受けているのであり、これは 2000 年に被申立人に対して通達された時点から、2009 年の現在まで、確かに謝罪を行なっている。

被申立人は 2001 年から始まった民事裁判においても、自分は確かに謝罪していると主張し、土下座、謝罪手紙による謝罪を認めた。しかし、謝罪の理由が子どもへのわいせつ行為であることを否定したのである。最高裁判決後も、自分の罪状を誤魔化しつつ、謝罪を行なっている。

従って、被申立人が謝罪していないと言う原審判の事実認定は事実と異なる。

神の赦しと人との和解をもたらす謝罪とは何か、それは態度において済まなそうにすることではなく、何遍も謝ることでもない。「真摯な」態度や姿勢の問題ではない。具体的に罪の告白と償いをするのである。これは教会が伝統的に理解してきた正しい謝罪方法である。これらの原則は、聖書や、祈り書の個人懺悔の式にも見られるものである。

申立人らは被申立人の謝罪が正しいものではなかったことを示した。つまり、償いが無かったこと、また正直な告白を避けて偽善的に振舞ったことを指摘した。これらは申立事実の 2、3、4 に示してい

る。

また、原審判の判断、被申立人の謝罪が真摯な謝罪ではなかったことによって被害者が苦痛を受けたと言う事実は存在しない。本件申立では、被害者の精神的、肉体的苦痛は被申立人の過去のわいせつ行為の結果である PTSD によるものと限定している。裁判中に被害者が新たに蒙った困難については、その内容は人間不信の悪化と明記して、別件で申立てて併合した。被申立人が過去のわいせつ行為を誤魔化しつつ謝罪し、なだめすかしつつ、牧師を続けようとしたことによって被害者は人間不信を強めたのである。

「真摯な謝罪がないことが加害行為に匹敵する」という、原審判の判断を全部拒否する。被害者は自ら民事裁判に訴えることを選んだ。被害者は父親に止められながらも、高等裁判所への控訴を自分自身で決断した。被害者が民事裁判にしたのは「他の子どもに被害が出ないため」であり、そのために自ら決断して戦われたのであって、申立人らはこれらの決断と苦闘に敬意を表す。従って、児童虐待被害者を民事裁判の二次被害者扱いすることを拒否する。当方は、被申立人が罪の告白や償いを避け、被害者攻撃をしたことそのものを問題にした。それがクリスチャンとして、聖職として不道徳であるために問題とした。審判廷は被申立人が聖職として恥ずべき行為をした最低の人間であると認定すべきである。それが被害者の人間不信を解消する一歩となるのである。一般社会の男や、教会の人間がみな、そのような卑怯な偽善者ではないことを被害者に伝えねばならない。以上の理由により、被申立人の裁判中の言動について、被害者の苦痛との関連を持たせる判断を拒否する。

3、原審判の示した懲戒の理由は、申立人の主張するところの申立内容と異なる。

原審判では、「真摯な謝罪がないことが加害行為に匹敵する」ということを理由としているが、申立人はこのことを「懲戒の事由となる事実」に記しておらず、主張したこともない。

原審判の判断「真摯な謝罪のないことは加害行為に匹敵する」というのは事実ではなく、むしろ本件申立の第二番目の事実を矮小化しようとして表現したものである。

原審判は、申立人の主張とは関係なく懲戒の判断がなされている。

申立人らが示した「懲戒の事由となる事実」と関係なく審判がなされたのであるから、京都教区審判廷は申立人の主張と関係なく懲戒事由を創出し、本件申立と全く無関係の判断を示したと言うべきである。これは申立人の行なった懲戒申立に対する審判とは言えないので、申立全部について不服を申し述べ、管区審判廷において最初からの再審理を求める。

4、原審判の勧告を拒否する。

原審判は被申立人に対し、被害者への謝罪を促すとしているが、審判廷が謝罪の促しを行なう必要はない。被申立人は既に何遍も謝りながら、児童虐待を否定したからである。申し訳なさそうにしながら、問題を絶対に認めないからである。被申立人に必要なのは罪の告白であり、自分の犯した過ちを完全に認めることである。加害者が誠実になるというのは、ただ正直に自分の罪を完全に認めることだけである。原審判の勧告によると、被申立人の謝罪の回数が単に不足しているとか、被害者が寛容でないので被申立人の懸命の謝罪を受け入れていないかのように受け止められる。これは正しい状況理解とはいえない。被申立人は、自分の行なった罪状を完全かつ具体的に認めればよいだけのことである。罪を誤魔化しつつ、さも申し訳なさそうに振舞うのは被害者にとって怒りをもたらし、不愉快なだけである。従って申立人らは、原審判における被申立人および京都教区への勧告を拒否する。

被申立人の罪状を認めない、事実認定をしないで問題の悪質性を誤魔化しつつ、さも申し訳なさそうに謝罪と和解を言うのは、京都教区が被申立人と同類であるということである。

事実認定に関する補充意見。

原審判の判断においては、被申立人の過去の行為を単に「虐待」と表現している。

審判廷は、被申立人により子どもに対する性的虐待が行なわれたことを絶対に明示するべきである。

管区審判廷は、この事件を審理するにあたり、2001年に被害者から京都教区への訴えが退けられたことをよく考慮し、PTSDの元となった事件の事実認定を十分にしなければならない。

事実認定については、子どもに対するものであったことと、わいせつ行為が重度で継続性があったことを認めねばならない。また、被害者からの訴えを受けた京都教区当局が、被申立人よりの一部自白を聞きながら不問に付したため、民事裁判にて事実認定を勝ちとらねばならなかったことを考慮しなければならない。その民事裁判においては被害者は大きな苦痛を伴ったこと、また最高裁判所の決定後も教区主教によって事実認定を拒否され、公に抗議されたことを考慮せねばならない。従って被申立人が子どもに行なったわいせつ行為の具体的内容については、教会として事実認定し、永久に記録するのが義務である。

被申立人は本件申立に関連する民事裁判の間、虐待被害者について、「ストーカーである」と主張していた。成人女性が妻子ある男性（すなわち被申立人）に横恋慕した上、被申立人の身に覚えの無いことで訴えられたと主張したのである。これは被申立人が裁判で明白に主張したことであり、被申立人の夫人と共に、周囲にそのように吹聴していた。被申立人および夫人の主張は文書による証拠が残されているが、このような言い訳で教会の信徒を誤魔化し、味方に付け、被害者に責任があるかのように中傷することは、子どもへのわいせつ行為やそれを原因としたPTSD加害とは別の罪悪であり、新たな加害行為である。

子どもへの性的虐待では、被害者は一片の落ち度もないのであるから、審判廷はわいせつ行為が子どもに対するものであったことを明確に認定し、被申立人によって毀損されてきた被害者の名誉を回復しなければならない。そもそも裁判とは、不当に侵害された被害者の人権を回復し、人権侵害者の人権を制限することである。刑事事件であれば刑務所において加害者の自由の権利を奪い、民事事件であれば、財産権の一部剥奪を行なう。このようにして、両者の権利のバランスを取って、自然に任せれば不適切かつ不当であった権利関係を是正することが求められているのである。

京都教区審判廷は、子どもへのわいせつ行為であることを事実認定してこなかった。2006年の京都教区教区会において採択され、全国の教会および付属施設に配布された「宣言文」では、被申立人の行為を「セクハラ」と表現している。セクハラというのは成人女性に対する嫌がらせであって、児童に対する重大かつ継続的な強制わいせつとは根本的、質的差異のある罪である。これは事実を矮小化した表現であるが、原審判においても、児童への行為であることと、重度かつ継続的なわいせつ行為であることを事実認定しなかった。

原審判は被申立人の誤魔化し行為に同調したのであるから、それは京都教区が被申立人と同類になることであると言うべきであり、被申立人の罪を京都教区が負うことになることを主張する。

以 上